

木造住宅耐震診断士派遣事業の申込みをなさる方へ

【申込みにあたっての注意事項】

1. 目的

大地震による木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐震壁の少なさ、または配置等のバランスの悪さが倒壊の要因であるといわれています。

石岡市では、地震に対する備えの第一歩として既存建物の耐震性を改めて確認する「木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施します。

2. 対象となる住宅

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された戸建て木造住宅で、階数が 2 階以下のもの（特殊な工法のものを除く。下表参照）

注意：石岡地区での昭和 26 年以前、八郷地区での平成 4 年以前の工事については建築確認を受けている必要はありません。

在来軸組構法	古くからの柱と梁による構法	対象
枠組壁工法	いわゆるツーバイフォー（2×4）工法	対象
丸太組構法	いわゆるログハウス	対象外
プレハブ工法	いわゆる工場生産住宅	対象外

- ②店舗併用住宅等の場合は床面積の半分以上が住宅として使われているもの

3. 診断士の派遣を受けられる方

住宅の「所有者」で、税の滞納の無い方。

4. 申込書の配布と申込

- ①申込書の配布・申込先：石岡市役所建築住宅指導課
②申込書のダウンロード：市HPの同課ページ
③申込書の提出期間：令和 8 年 6 月 1 日(月)から令和 8 年 7 月 31 日(金)まで
※申込みが定員に満たない場合は延長する場合があります。

5. 申込みから決定通知までの流れ

- ①申込み受付後に市で内容の確認を行い、派遣住宅と派遣する木造住宅耐震診断士の決定をします。
②派遣の有無に関わらず市から申込者に通知を送付します。
③派遣が決定した方へは、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

6. 自己負担金の振り込みについて

◎自己負担 2,000円と返信用切手（110円分）が必要です。

派遣決定通知に同封する振込み用紙で、市内金融機関で振り込んでください。（郵便局では振り込めません。）診断は振込み確認後となりますのでご了解ください。

また、振込み後に診断を取りやめた場合は、原則として負担金の返却はいたしませんのでご注意ください。

7. 耐震診断の概要

今回行う耐震診断は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法です。

一般診断法は、居住者に過度の負担をかけないよう原則として、図面や聞き取り調査、あるいは簡易な調査で分かる範囲の情報により診断を行います。また、あくまで耐震補強が必要かどうかを判定することを目的としています。

今回の耐震診断事業における現地調査は、およそ3時間程度で聞き取り調査・外部調査・内部調査を行うこととしております。

なお、内部調査は、間取りを中心に小屋裏・天井裏・床下（各1箇所程度：接合部の緊結金物及び火打ち梁・水平構面の仕様・接合状況等を確認するため）を調査します。

したがって、図面などがない場合は、外観による調査のみの情報で診断するため精度が劣ることとなりますのでご了解下さい。また、平面図等の図面がある場合は、大切に保管し診断の際に提示してください。

後日、耐震性の評価をした結果をお知らせし、その評価によっては今後の補強方法や安全な住まい方等についての例示を提示します。

なお、実際の補強工事を行う場合は、別途精密診断及び補強設計を行う必要があります。

今回の一般診断は震災による被災状況を診断するものではありません。診断結果は、り災証明に関する調査および地震保険の損害調査には使えません。

市で関係している木造住宅耐震診断士派遣制度は本制度のみです。

また、派遣する耐震診断士が、補強工事の見積りの提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

まぎらわしいセールス等には十分ご注意ください。

詳しくは建築住宅指導課 0299-23-5526 まで、お問い合わせください。